

財産の交換について

財産を次のように交換する。

熊本市長 大 西 一 史

1 財産

(1) 交換受財産 土地 273.50平方メートル

(2) 交換渡財産 土地 138.62平方メートル

2 所在地

(1) 交換受財産 熊本市東区若葉3丁目19番1の一部

(2) 交換渡財産 熊本市東区若葉3丁目11番

3 交換差額（熊本市支払額） 10,270,050円

4 相手方 福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号

九州旅客鉄道 株式会社

代表取締役社長 青柳 俊彦

（提出理由）

健軍文化ホールアプローチ用地取得事業に伴う土地の交換について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

